

2. 合併等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が、「当該資産運用会社の合併等（次に掲げる行為をいう。）」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

○ 合併	【上場規程第1213条第2項第1号c (b)】
○ 会社分割	【上場規程第1213条第2項第1号c (g)】
○ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	【上場規程第1213条第2項第1号c (h)】
○ 株式交換	【上場規程第1213条第2項第1号c (j)】
○ 株式移転	【上場規程第1213条第2項第1号c (k)】
○ 株式交付	【上場規程第1213条第2項第1号c (k) の2】

※ 合併等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 合併等が行われる前における上場投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が、当該合併等が行われた後において実質的に存続していないと東証が認める場合（当該合併等が当該資産運用会社のみ又は他の上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を現に受けている資産運用会社のみとの間で行われる場合を除く）には、上場規程第1206条第1項審査を受ける必要がありますので、事前に東証まで相談してください。
- ② 開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 合併等の目的

- ・ 合併の目的について、わかりやすく具体的に記載する。

b. 利益相反に関する考え方

- ・ 相手会社がある場合で、当該相手会社の業務（投資法人の資産運用に係る業務や不動産業務等）と投資法人に利益相反関係がある場合には、利益相反に対する考え方と利益相反を回避するための具体的な対応等について、わかりやすく具体的に記載する。

c. 合併等の概要

- ・ 合併等の日程、方式、当事会社（合併等後の資産運用会社を含む）の概要等を記載する。

d. 今後の見通し

- ・ 投資法人に与える影響として、投資法人の資産運用委託契約の変更内容、資産運用会社の機構の変更内容、投資運用の意思決定機構の変更内容、コンプライアンス・利害関係者等に関するルールの変更内容、投資方針の変更内容、スポンサー等との契約の変更内容を記載する。
- ・ 投資法人の上場の継続に関する見込み（上場規程第1206条第1項審査を申請する予定等があればその旨）を記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 原則として連結ベース（連結財務諸表非作成会社は単体ベース）で記載する。

- ・ ただし、単体ベースで記載することが望ましいものは、単体ベースで記載する。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記する。